

市外から転入された方へ（ご案内）

R6.12.2 作成

引越してから14日以内にマイナンバーカードなどの本人確認書類と転出証明書をお持ちになり、お住まいの区役所市民課で手続きをしてください。外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書も必ずお持ちください。転入届を提出した後、下記の制度に該当する場合は、それぞれの窓口で手続きをしてください。

制 度	内 容	窓 口
印鑑登録	前住所地での登録は無効になっています。必要に応じて新たに登録してください。	市 民 課
コンビニ交付	マイナンバーカードをお持ちの方は、住民票や印鑑登録証明書をコンビニなどに設置されているマルチコピー機でお得にお取りいただけます。 ※15歳未満の方は事前登録が必要です。	
マイナンバーカード または 住民基本台帳カード	<ul style="list-style-type: none"> ・転入届出時にカードをご提示ください。併せてカードの継続利用手続き（住所変更）を行います。（暗証番号の入力が必要です） ・転入届当日にカードを持参されなかった場合、転入届出後90日以内にカードの継続利用手続きが必要です。 ※14日以内に転入届を、90日以内に継続利用手続きを行わない場合、カードは失効します。改めてマイナンバーカードを交付する際には手数料が発生します。また、住基カードは新たに交付できませんのでご注意ください。 ・前住所でマイナンバーカードを申請していた場合、再度申請をする必要があります。窓口でご相談ください。 	
電子証明書	署名用電子証明書は住所の変更により自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明用電子証明書は失効しませんので、引き続き利用できます。	
在留カード または 特別永住者証明書	外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書（旧：外国人登録証明書を含む）を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。	

国民健康保険	転入した時点で、何らかの健康保険に加入していない方、あるいは加入できない方は、国民健康保険に加入する必要があります。この場合、病院にかかっている方は、必ず健康保険の内容が変わった旨、病院に連絡してください。保険料の納付義務者は世帯主となります。また、国民健康保険に関する文書は全て世帯主宛となります。70歳以上75歳未満の方には、「高齢受給者証」を「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」と併せて郵送します。	市 民 課 または 保険年金医療課
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者（自営業者、学生など）及び任意加入被保険者の方は、転入の手続きをしてください。 ・第3号被保険者の方（サラリーマンの妻など）は、転入の手続きは必要ありません。（配偶者の事業主を通じて住所変更届出をしてください。） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上60歳未満で、国民年金などの公的年金（厚生年金、共済年金・国民年金第3号被保険者など）に加入していない方は、国民年金（第1号被保険者）の加入届をしてください。マイナンバーカードまたは基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書など） ・国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙をお渡ししますのでお申し出ください。） ・老齢福祉年金を受給している方は、窓口へ届け出てください。 	

制 度	内 容	窓 口
高齢期移行者 医療費助成	65歳～69歳の方へ医療費の自己負担額の一部を助成します。(所得制限あり) ※保険証(マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれかでも可)と所得・課税証明書が必要です。	保険年金医療課
介護保険	・前住所地より引き続いて介護保険サービスをご利用の方は、転入の日から14日以内に資格取得手続き及び認定申請手続きを行ってください。前住所地で転出時に交付された「 <u>受給資格証明書</u> 」をお持ちの方は、提出してください。 ※認定申請を行わずに介護保険サービスを利用した場合、全額自己負担となりますのでご注意ください。 ・被保険者証は、65歳以上の方に郵送します。(ただし、施設に入所される方は、施設の種類によって、前住所地の加入者になる場合があります。)	保険年金医療課 ↓ 保健福祉課
後期高齢者医療	・満75歳以上の方は後期高齢者資格確認書を自宅へ送付します。県外から転入された方で、転出時に交付された「負担区分等証明書」をお持ちの方はご提出ください。 ・県外から転入された方で、かつ65歳以上で一定の障害があり、前住所地で障害認定を受けていた方は、転出時に交付された「認定証明書」を提出のうえ、窓口でご相談ください。	保険年金医療課
敬老優待乗車証	満70歳以上の方に、市バス・市営地下鉄・市内民営バスなどの優待乗車証を交付します。手続き後、概ね6週間後に住民登録地に郵送されます。	
障害者福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・福祉乗車証	
自立支援医療	心身の障害を取り除いたり軽減するための医療費の一部を助成します。 ※前住所地で助成を受けていた方は、手続きが必要です。	保健福祉課
特定医療費 (指定難病) 医療費助成	国が指定する341疾病と診断され、各疾病の基準を満たす方を対象に、医療費の一部を助成します。 ※前住所地で助成を受けていた方は、手続きが必要です。	
肺炎球菌ワクチン	1958年度生まれで65歳の方：未接種の方は、接種券ハガキを神戸市HPから電子申請又は窓口にて交付が可能です。(接種は66歳誕生日前日まで)	
子ども医療費 助成	0歳～高校3年生(18歳到達後の最初の3月31日)までの医療費の自己負担額の全部又は一部を助成します。高等学校などに通っていない方も対象です。 ※お子様の保険証(マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれかでも可)と保護者の所得・課税証明書(中学3年生まで)が必要です。 ※市HPからのオンライン申請や、郵送申請も可能です。	
重度(高齢重度) 障害者医療費 助成	重度障害者の方(身体障害者手帳1、2級の方・重度の知的障害の方・身体障害者手帳3級で中度の知的障害との重複障害の方・身体障害者手帳3級の内部障害の方・精神障害者保健福祉手帳1級の方)へ医療費の自己負担額の一部を助成します。(所得制限あり) ※保険証(マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれかでも可)と所得・課税証明書が必要です。	保険年金医療課
ひとり親家庭等 医療費助成	母子家庭の母及び児童・父子家庭の父及び児童・父及び母のいない児童の医療費の自己負担額の一部を助成します。(所得制限あり) ※保険証(マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれかでも可)と所得・課税証明書、ひとり親家庭などを証明する書類が必要です。	

制 度	内 容	窓 口
保育所 認定こども園 (朝～夕) 地域型保育	認定を受けて、保育利用を申し込む必要があります。転入前に手続きをされている場合も転入後の手続きをしていただく必要があります。窓口でご相談ください。	保健福祉課 こども福祉担当
幼稚園 認定こども園 (朝～昼すぎ)	入園申込は希望する施設に直接相談してください。入園が内定しましたら、認定を受ける必要がありますので、入園内定施設または右記までご相談ください。	神戸市行政 事務センター 078-291-5952
幼児教育・保育無償化	無償化の申請は、利用を希望する施設に直接相談してください。認定が必要な場合は、施設を利用開始する前に申請してください。詳細は利用を希望する施設または右記へご相談ください。	
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 [高校生年代まで (18歳到達年度の年度末まで)] ・前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に届出してください。 ※手続きが遅れると手当を受給できない月が発生しますので、ご注意ください。 ・オンライン申請や郵送申請も可能です。 ・詳しくは市HP「児童手当」をご確認ください。 	
児童扶養手当	児童扶養手当 [18歳到達年度の年度末まで (ただし、特別児童扶養手当受給児童は20歳まで)・所得制限あり] ※世帯の一部が転入する場合、世帯員すべてが転入する場合も届出が必要です。	保健福祉課
妊婦健康診査 産婦健康診査 新生児聴覚検査 公費助成	妊婦健診及び産後の健診、新生児の聴覚検査費用を助成します。神戸市の受診券(助成券)は交付後の健診・検査で使用できます。母子健康手帳、前自治体で交付された受診券をお持ちください。 ※転入日以降は前自治体の受診券は使用できません。	
予防接種券 (定期接種)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児(妊娠中の方も含む)～20歳までの方:未接種の予防接種券を交付しますので、母子健康手帳をお持ちください(郵送申請・電子申請も可能です)。 ・H9～H19年度生まれの女性の方:HPVワクチン接種券の交付は、市HPから電子申請をしてください。 	
乳幼児健康診査	4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査を実施しています。対象のこどもが転入する場合は、市民課で転入手続き後、母子健康手帳をお持ちください。	
小児慢性 特定疾病医療費 助成	小児慢性特定疾病にり患している、原則として18歳未満の児童が対象です。ただし、18歳になる時点で給付を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳到達の前日まで医療費助成を受けることができます。前住所地で助成を受けていた方は受給者証をお持ちください。	
固定資産税	市内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方は、固定資産税担当へお問い合わせください。詳しくは市HPの「納税通知書等送付先変更届」をご確認ください。	固定資産税担当 (新長田合同庁舎) 078-647-9400
原動機付自転車 小型特殊自動車	神戸市を定置場として所有する場合は、神戸市で登録手続きが必要です。詳しくは市HPの「法人税務課軽自動車税」をご確認下さい。	法人税務課 (新長田合同庁舎) 078-647-9399
犬の登録	神戸市で登録が必要です。詳しくは市HPの「飼い犬の登録と狂犬病予防注射」をご確認ください。	生活衛生ダイヤル 078-771-7497

手続きは転入される区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。
 東灘区☎ 841-4131 灘区☎ 843-7001 中央区☎ 335-7511 兵庫区☎ 511-2111 北区☎ 593-1111
 長田区☎ 579-2311 須磨区☎ 731-4341 北須磨支所☎ 793-1212 垂水区☎ 708-5151 西区☎ 940-9501